

別表 1 非住宅建築物に係る評価料金

(単位：円、税抜金額)

評価対象面積 (㎡)	標準入力法	主要室入力法	モデル建築法
～300 以内	150,000		80,000
300 超～2,000 以下	250,000		130,000
2,000 超～5,000 以下	350,000		180,000
5,000 超～20,000 以下	400,000		200,000
20,000 超～50,000 以下	550,000		300,000
50,000 超～	900,000		400,000

1. 変更申請料金は、対象となる非住宅建築物の直前の評価を当機関が行っている場合は、1回の変更につき、上表当初申請料金の2分の1の額とする。
2. 改修前後の評価を行う場合は、料金に当該料金の2分の1の額を加算した料金とする。
3. ここに掲げる評価方法以外が認められた場合の料金は、別途見積りとする。

別表 2 住宅建築物に係る評価料金

(1) 一戸建ての住宅の評価料金

(単位：円、税抜金額)

単独申請	併願申請
30,000	10,000

1. 併願申請は、設計住宅性能評価、低炭素認定技術的審査、長期優良住宅認定技術的審査、性能向上計画認定技術的審査、基準適合認定技術的審査等とし、外皮及び一次エネルギー消費量計算に基づくものとする。
2. 変更申請料金は、対象となる住宅の直前の評価を当機関が行っている場合、1回の変更につき、上表申請料金の2分の1の額とする。

(2) 共同住宅等の評価料金

(単位：円、税抜金額)

住戸部分の申請に係る戸数	$80,000 + 3,000 \times N$ (評価住戸数)
共用部分	80,000

1. 併願申請は上記申請料金の2分の1の額とする。
2. 変更申請料金は、対象となる共同住宅等の直前の評価を当機関が行っている場合は、1回の変更につき、上表申請料金の2分の1の額とする。

別表 3 その他手続きに係る料金

(単位：円、税抜金額)

手続きの種類	申請料金
評価書の再交付	5,000
シール、プレート、及び電子データの交付	別途見積り